

独立行政法人国立公文書館役員の任命の公表について

独立行政法人国立公文書館長は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第3項の規定により、下記のとおり独立行政法人国立公文書館の役員を任命し、同条第4項の規定に基づき、平成23年8月15日に内閣総理大臣に届け出たので、これを公表する。

平成23年8月15日

独立行政法人国立公文書館
館長 高山正也

記

小河俊夫

独立行政法人国立公文書館理事に任命する

（平成23年8月15日）